

所 属 所 長 殿

公立学校共済組合岡山支部長
(公 印 省 略)

教育貸付け等の要件の拡大及び激甚災害に係る貸付の利率の特例等について

共済組合の貸付制度について一部見直しが行われ、教育貸付け等に係る要件の拡大を行うこととなりました。また、激甚災害に係る貸付利率について特例が設けられた他、災害関係の貸付について利率が改定されますのでお知らせします。

組合員への周知についてよろしく申し上げます。

記

1 教育貸付け等に係る要件の拡大

- (1) 教育貸付け、医療貸付け及び葬祭貸付けに係る資金を必要とする者のうち被扶養者で無いものの範囲を次表のとおり改める。

	改正後	現 行
教 育	子、孫又は <u>兄弟姉妹</u>	子、孫又は <u>弟妹</u>
医 療 葬 祭	配偶者、子、孫、 <u>兄弟姉妹</u> 又は 父母（配偶者の父母を含む。）	配偶者、子、孫、 <u>弟妹</u> 又は 父母（配偶者の父母を含む。）

- (2) 次に掲げる費用を教育貸付の対象に含める。

- ① 償還中の民間金融機関等の教育を事由とする貸付け(教育ローンに限る)の借り換え
- ② 貸付日から概ね1年以内に必要となる下宿代、アパート代、通学のための交通費(通学定期券代)

- (3) 適用時期

平成29年1月貸付から適用

2 激甚災害に係る貸付利率の特例の設定

- (1) 概要

特定激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項に規定する激甚災害で、平成28年4月14日(熊本地震)以降に発生したもののうち理事長が指定するもの。以下同じ。）により罹災した住宅にかかる「住宅災害貸付」を受ける場合、「激甚住宅災害貸付」として、年利1.28%（返済猶予期間（3年以内）中は、年利1.06%）とする。

また、「住宅貸付け」又は「住宅災害貸付け」の借受人で、貸付対象の住宅又は住宅の敷地が特定激甚災害により5分の1以上の被害を受けた組合員から申し出があった場合には、申し出のあった日の属する月の翌月から「住宅貸付」については、年利1.72%、「住宅災害貸付け」については年利1.28%とする。

※利率には貸付保険料0.06%を含む

(2) 適用日 平成28年11月1日

3 住宅災害貸付け（激甚災害以外）及び災害貸付けの利率改定

(1) 住宅災害貸付け（激甚災害以外）及び災害貸付けの利率を次表のとおり引き下げる。

貸付けの種類	改定後	現 行
住宅災害貸付け 災害貸付け	1.66%	2.22%

※利率は年利（平成19年4月1日以降の貸付けは、上記利率に貸付保険料0.06%を加える。）

※償還中の貸付けに対しても適用する

(2) 適用日 平成29年1月1日